

国立京都国際会館電力供給業務仕様書

本仕様書は、国立京都国際会館で使用する電力の供給について定めたものである。

1 概要

- (1) 件名 国立京都国際会館電力供給業務
(2) 需要場所 国立京都国際会館
京都市左京区岩倉大鷲町422番地
(3) 業種及び用途 集会場（国際・国内会議、展示会等）

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
② 供給電圧（標準電圧） : 20,000V
③ 計量電圧（標準電圧） : 20,000V
④ 標準周波数 : 60Hz
⑤ 受電方式 : 2回線（本線予備電源）受電方式
⑥ アンシラリーサービス料金対象容量 : 600kW（変更なし）
⑦ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 契約電力（本線・予備電源） : 2,700kW
② 予定使用電力量 : 5,835,501kWh（年間）
下表に月別の直近実績値（常用発電機による発電電力量含む）を記載する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別予定使用量【kWh】	388,627	488,120	458,695	588,126	587,650	691,956
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別予定使用量【kWh】	569,492	500,784	326,052	377,169	424,543	434,287

ただし、実際に契約使用期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。

(3) 契約期間

2020年4月1日0:00 から 2022年3月31日24:00まで（2年間）

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需要用変成器付複合計器 (時間帯別・精密級)

(5) 検針日及び計量

検針日は、毎月末日とし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(6) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(7) 需給地点

需要場所における特高受電室内の20kV地中引込線立上り電纜終端箱(2箇所)とする。

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(9) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(10) その他

- ① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、契約使用期間中は100%を保持する予定である。
- ② 供給者は、契約期間内において月毎の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができる。なお、その場合は、関西地域の一般送配電事業者が定める標準供給条件(供給約款)等の規定によるものとする。
- ③ 原油価格等の変動により、供給に要する発電原価が変動し、料金への反映が必要となった場合は、燃料費の調整ができるものとする。なお、算定方法については、算定方法が記載されているものを入札時に提出すること。
- ④ 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関西地域の一般送配電事業者が定める標準供給条件(供給約款)等の規定によるものとする。
- ⑤ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

- ⑥ 自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
750kVA 1台 (常用自家発電設備)
(ただし、自家発電補給電力の契約は無いものとする。)
625kVA 1台 (非常用自家発電設備)
- ⑦ 合計15kWの低圧連系している太陽光発電設備を有しているが、逆潮流は無い。
- ⑧ 供給者は、入札に際して示した各種料金単価に基づき、代金の請求を毎月行うこととし、会館は原則として供給者が定める供給約款等の規定に基づき、その代金を支払うものとする。
- ⑨ 契約期間における使用電力量の増加に伴う契約電力の変更は、事前に通知している場合を除き、その値、契約条件を含め会館担当職員、電気主任技術者および供給者による協議で決定するものとする。
- ⑩ 当該契約期間中における需要設備の変更等における技術的な協議については、会館担当職員、電気主任技術者、供給者および託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。
- ⑪ 落札者は、契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印後、会館担当者に提出すること。
- 緊急時の連絡体制および作業体制表 (平日夜間・休日等で異なる場合は、それらも含めて全て記載すること。)
 - 当該契約担当者名、組織図および連絡先
 - 協議窓口の所在地
- ⑫ その他この仕様書に定めのない事項については、関西地域の一般送配電事業者が定める標準供給条件(供給約款)等をもとに協議するものとする。
- ⑬ 供給者は、この仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、会館担当職員と協議する。

以上